

# 高齢者及び障害者虐待防止のための指針

社会福祉法人 小茂根の郷

## 1 高齢者及び障害者虐待の防止に関する基本的考え方

当法人では、虐待は人権侵害であり、犯罪行為であると認識のもと、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止及び早期発見・早期対応を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い業務にあたります。また、虐待に該当する次の行為はいずれも行いません。

### (1) 身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。  
また、正当な理由なく身体を拘束すること。

### (2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

### (3) 心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

### (4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること。

### (5) 経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

## 2 委員会その他事業所内の組織に関する事項

### ① 高齢者及び障害者虐待防止委員会の設置及び開催

虐待発生防止に努める観点から「高齢者及び障害者虐待防止委員会（以下「委員会」という。）を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとします。委員会では以下の事を協議します。会議の実施にあたっては、テレビ会議システムを用いる場合があります。

#### (1) 虐待の防止のための指針の整備に関すること

#### (2) 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること

#### (3) 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること

#### (4) 職員が虐待等を把握した場合に、区への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

#### (5) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

#### (6) 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

## ② 委員会の構成員

- (1) 委員長は施設長が指名した者とします。
- (2) 委員は各事業所の管理者が指名した者とします。
- (3) 担当者は委員に指名された者とします。

### 3 高齢者及び障害者虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

虐待防止のための職員研修を年2回以上実施します。また職員採用時に実施します。

研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止の徹底を図る内容とします。研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

### 4 虐待発生時の対応方法に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに区に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位等の如何を問わず、厳正に対処します。

また、緊急性の高い事案の場合には、区及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

### 5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応します。相談窓口は、2の②で定められた担当者とします。尚、虐待者が担当者の場合は、他の上席者等に相談します。
- (2) 利用者の居宅において虐待等が発生した場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努めます。
- (3) 事業所内で虐待等が発生した場合は、担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努めます。
- (4) 事業所内における高齢者及び障害者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促します。また、職員は日頃から虐待の早期発見に努めます。
- (5) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報します。

### 6 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、社会福祉協議会、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援します。

### 7 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者が受付内容を苦情解決責任者に報告します。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処します。
- (3) 対応の結果は相談者にも報告します。

## **8 利用者等に対する指針の閲覧に関する基本方針**

本指針は、事業所内に掲示等するとともに、ホームページにも掲載し、職員、利用者及びその家族、外部の者に対しても、いつでも閲覧できるようにします。

## **9 その他虐待防止の推進のために必要な事項**

「3. 高齢者及び障害者虐待防止のための職員研修に関する基本方針」に定める研修のほか、外部機関により提供される虐待防止のための研修等にも積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指して、常に研鑽を図ります。

附則

この指針は、令和4年4月1日より施行する。

この指針は、令和6年4月1日より施行する。